

ソーシャルワーク実践としての子ども虐待対応において “曖昧さ”が有する可能性

—制度との連続性における実践上の技術的課題についての考察—

The possibility of “vagueness” in child protection as social work
—Technical problems in the continuity between institution and practice—

実方由佳 JITSUKATA, Yuka

立教大学大学院 コミュニティ福祉学研究科 コミュニティ福祉学専攻 博士課程後期課程1年
キーワード：子ども虐待、曖昧さ、尊重、裁量、ソーシャルワーク

This study showed the difficulty of objectification in child protection by focusing on “vagueness”, and how to address this difficulty in the continuity between institution and practice. Additionally, it was considered what kinds of technical problems the social work practice has. Maltreatment tends to be defined by the evaluation including subjectivity. Therefore, “vagueness” with recognition can’t be precluded in child protection. The institution is constructed for diverse forms of help by using “vagueness”, and leaving discretion to the practice. In the practice, practitioners need to assess which clarification can be or not. Furthermore, they accept responsibility to develop enough skill to wield discretion. Child protection as social work is expected to make the best of its own specificity which is deployed creatively and has rich possibility.

1. 問題の所在

1. 子ども虐待を見極める難しさ

本稿では、子ども虐待（児童虐待、小児虐待；maltreatment）を特徴づける“曖昧さ（vagueness）”に着目し、制度との連動性を踏まえつつ、ソーシャルワーク実践上の技術的課題について考察し、「尊重」という「とうといものとして重んずること」（広辞苑第六版）を実現する上で“曖昧さ”がなぜ必要となるのかを論証する。

日本では、子ども虐待は「児童虐待等の防止に関する法律（以下、児童虐待防止法）」第2条で身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトの4分類が次のように示された。

- 1 児童の身体に外傷を生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。

- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
 - 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
 - 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- この定義を踏まえつつ、本稿では子ども虐待

対応 (child protection) を、虐待から子どもやその家族を守り、支えることとして扱う。保護者から積極的な相談がなくとも子どもの最善の利益を最優先に強制的に介入する子ども虐待対応 (特に初期対応) は福祉ではないという意見 (久保 2014) もある。では、司法や警察的介入だけで子ども虐待へ対応できるのか。子ども虐待における対象化の困難性の検証を通して、福祉的観点から論じる子ども虐待対応の特異性を示すことも視野に入れる。

日本の子ども虐待対応は児童福祉法や児童虐待防止法等により、制度的基盤が整備されてきた。一方、制度化にあたり、制度の対象を明らかにする必要性が生じる。先述の児童虐待防止法第2条で法律上初めて子ども虐待の定義が明示されたことについて、加藤 (2001) は「定義を引用して虐待であると相手の機関や親に説明することができるようになった」と述べ、その意義を評価した。

では、法律の定義により子ども虐待か否かの判別は容易になったのだろうか。Munro (2008) によれば、子ども虐待とは、単純に言えば有害で道徳的に間違った方法で子どもを取り扱うことであり、虐待行為とは描写ではなく、評価であるという。また Miller-Perin ら (= 2003) は、重要だとみなされる定義基準 (行為の深刻度や頻度、行為の結果、加害の意図) も、不当な攻撃性と正当な攻撃性の区別もそれを解釈する人によって異なる、はっきりしない範囲の否定的な行動を指すに過ぎないと述べた。また、虐待は行為者と観察者の関係性の中で定義されると指摘する論者もいる (千田 2015)。

鈴木ら (2001) が行った調査では、性別・子どもの有無・所属・職種により虐待認識には統計学的に有意な差があると報告されている。躰と虐待はどう違うのか? この疑問に主観を排除して答えることは容易ではない。こうした主観を排除しきれない任意性はしばしば通告への躊躇

いをも生じさせてきた (日本子ども家庭総合研究所 2014)。

2. 認識 (物事の捉え方) と“曖昧さ”

上記の問題は、子ども虐待対応に関わる人々の「認識」という議論の焦点を明らかにする。認識とは「人間が物事を知る働き及びその内容」(広辞苑第六版) をいう。真偽の線引きが明確ではない場合、これを境界線事例 (borderline case) というのだが (一之瀬 2011)、認識が関連する領域では境界線事例を扱う必然が生じる。一之瀬 (2011) は境界線事例を許すという特徴を有する問題に関わるとして“曖昧さ”を取り上げた。

曖昧とは「はっきりしないこと。まぎらわしく、たしかでないこと」(広辞苑第6版) をいう。同義を示す英語として vagueness、ambiguity がある。前者は語が指し示すものは1つだが境界がはっきりしないことをいうのに対し、後者は指示物が2つ以上あってどちらにも取れる、といったニュアンスの違いがある (中島 2006)。日本語にこうした違いはないが (中島 2006)、本稿では vagueness のニュアンスに近い“曖昧さ”を扱う。私たちが発する言葉は、使う場合にに応じて様々であり、決して同一なものとはなりえない (高田 2015)。認識自体が宿命的に曖昧性に巻き込まれている (一之瀬 2011)。

関わる人間の認識を排除できないゆえに、子ども虐待対応では“曖昧さ”を扱わざるを得ない。この前提を確認することが議論の出発点となる。尾崎 (1997) は、対人援助の専門性とは援助という仕事が本来持つ曖昧さ・無力感を不健康に否認しない姿勢から生まれると述べている。論理上、“曖昧さ”を否認しない姿勢がどのような行為を創り出すのかを示すことが、本稿の試みである。

II. “曖昧さ”がもたらすもの

1. 明確化という排除

河合ら(2003)は、明確化は世界を対象として操作しようとする権力的な思考と連動し、“曖昧さ”の除去は権力の発生と関連すると指摘した。制度には対象規定が必要だが、対象規定は規定外のモノを明確にし、対象から排除することでもある。秋元(2010)は福祉の権利や人権に関しては、制度化が困難な側面があると認識する必要があると指摘する。制度化は多様性を排除することで成立し、本質的に限界を有しているからである(秋元 2010)。制度が構造を規定すれば、確かに援助は安定する。決められたことしかできないからである。しかし、可変的で、多様で、多義性に富んだ現実に対する解釈の余地は個別の事情に配慮する上で不可欠であり、life(生命・生活・人生)を扱う領域はこうした余白を必要とする。アメリカの哲学者Goodman(Goodman, N.)の言葉を借りれば、代替可能な世界をすすんで認める態度は、探求の新しい大道の通行を自由にし、そうした大道の所在を示唆してくれる(Goodman=1987)。様々な解釈を許容できれば、多様なlifeのあり様を包摂できる。

そうした観点から見れば、子ども虐待の定義の中に残存する“曖昧さ”には、意味があると言える。しかし、あらゆる世界をなんでも歓迎する態度からは何ひとつ世界は作り出されない(Goodman=1987)。子ども虐待か否かがどのようにも解釈できるということは、子どものlifeが脅かされても“虐待ではない”という解釈も可能という意味でもある。

2. 曖昧さの問題①：連鎖式のパラドックス

“曖昧さ”に関わる問題の代表例に連鎖式のパラドックス(Sorites paradox)がある。例えば、1粒の砂は砂山と認識されない。砂山は砂の集

合体だからである。では、2粒はどうか。やはり、砂山とは認識されないだろう。3粒でも同様である。「1粒の砂が砂山でなければ、2粒の砂も砂山ではない」が真であれば、「2粒の砂が砂山でなければ、3粒の砂も砂山ではない」も真であるとみなす原則がこの論理には適用されている。この推論原則を前件肯定式(modus ponens)という(飯田 2005)。しかし、この原則を適用すると100万粒の砂の集合体も砂山ではないと説明されてしまう。つまり、現実との矛盾が生じる。

微細な差異を識別できるほど、私たちの認識の精度は高くない。そのために、逆説的な不整合が出現する(一之瀬 2011)。この現象を連鎖式のパラドックスという。任意の曖昧な述語(例：砂山)は、その明確に当てはまる事例と当てはまらない事例を本来は持っている(飯田 2005)。しかし、局所的な差異に対する識別能力の限界と前件肯定式の反復により、認識上の不整合が生じる(飯田 2005)。

骨が折れるほど子どもを殴る行為が虐待とみなすとして、痣ならばどうか。骨折や痣がなければ虐待ではないのか。この問題は、子ども虐待の判別の困難性を示す一例である。

3. 曖昧さの問題②：時間的な制約

また、時間に関わる問題もある。例えば、母乳育児に熱心な母親がいたとする。母乳育児に熱心であることを子ども虐待という人はまずいないだろう。では、母乳の分泌が悪くなり、人工乳を拒否すればどうか。その結果、子どもが不可逆的な発育障害をきたした場合、どの段階で虐待といえるのだろうか。

上記に挙げた例のように、時間の経過により顕在化するケースは実際に存在する。段階的に子どものlifeが脅かされていくケースも少なくない。そして、取り返しのつかない影響が子どもに表れてはじめて、周囲の人々は認識できる

という事態さえ招くのである。

4. 曖昧さの問題③：過度の解釈可能性

“曖昧さ”は解釈の余地を与えるが、一方で解釈できない事態を招く場合もある。社会学者の数土（2013）は、選択肢の数が増えるにつれて考慮すべき条件が多くなり、選択のための判断の基準を定めることが困難になり、かえって自由でなくなると指摘した。

たとえば、借金により夜逃げをし、その後学校に通えなくなった子どもがいる。親が学校に知らせなければ教育ネグレクトに該当する。ただ、本人が家族の事情を慮って自ら学校に行くことを拒んでいた。夜逃げの経験により、家を離れている間に家族がいなくなってしまうのではないかという不安もある。こうした事例は虐待に該当するのか。子どもが学校に通えればそれで良いといえるのか。

この描写は単純化されたものだが、考慮しなければならぬ要素が増えると、解釈はさらに難しくなる。そのため「どのようにも解釈ができる」ことで、「どのようにも解釈できない」事態が起こると考えられる。

Ⅲ. 現行制度にみる“曖昧さ”を扱う方策

子ども虐待対応上、制度は子どもやその家族のlifeの多様性を視野に入れつつ、“曖昧さ”の問題への対処が講じられてきた。

1. 子どもと家族を守るための推論原則

連鎖式のパラドックスの発生要因の1つとして、前件肯定式の適用がある。そのため、別の推論原則を採用するという方法もある。第2条の定義では加害行為者の意図に関する記述は見当たらない。そして、あくまでも子どもに及んだ影響から定義化されている。つまり、児童虐待防止法は幾通りにも読み替え可能な物語を子

ども側から論じる、と規定した。

なぜ子どもに及んだ影響から論じるのかといえば、“困っている”状況を明らかにするためには、脆弱な立場の人間（a vulnerable person）に及んだ影響から読む必要があるからである（実方 2014）。解決困難な課題を複数抱える家族にはいくつもの問題維持の連鎖がみられるが（谷口 2003）、維持された困難は結果として家族内で最も脆弱な立場にある人に影響が集約される（実方 2014）。子どもが負の影響を引き受けることで、周囲の人たちは困難性を認識できなくなる。そのため、子どもに及んだ影響から現実を読み解くことは、子どもを守るためだけでなく、その家族を援助する上でも必要となる。

解釈の余地を確保する上で境界線は障壁となる。しかし、子どもやその家族を取り巻く現実を読み込むための基準は必要である。そのため、児童虐待防止法は境界に着目するのではなく、その現象を意味づける原則をもって解釈を制御する方針を採用したとみることができる。この原則は『子ども虐待対応の手引き』でも強調されている（日本子ども家庭総合研究所 2014）。

2. 試すための時間

社会福祉関連の法律は、改正を繰り返すことも多い。児童虐待防止法は2000年施行時から附則第2条にて3年後の見直し規定を盛り込んだ。2016年1月現在、2004年、2008年の二度、改正されている。

2004年改正では、法の目的を記した第1条にて子ども虐待は人権侵害であると明記された。また、保護者以外の同居人の虐待に準ずる行為の黙認は保護者によるネグレクトであり、DVの目撃は心理的虐待であるとして定義の見直しが行われた。そのほか、後述する「疑い通告」や虐待を受けた子どもへの支援などが盛り込まれた。2008年改正では、安全確認のための立入調査等の強化、保護者に対する通信制限の強化、

指導に従わない保護者への措置の明確化等が挙げられる。

このような法改正の内容は、実践で明らかとなった制度の使いにくさや不備が反映された結果といえる。やらなければ分からないこともある。最初からすべてうまくいくとは限らないため、制度の不足を補い続ける必要があるという認識に異論はないだろう。

3. “曖昧さ”への対処としての“曖昧さ”

“曖昧さ”は、虐待の可能性を否定することさえ可能にする。そこで「虐待ではない」と認識された場合であっても、子ども虐待対応が行えるよう配慮された。それが通告制度と児童家庭相談の“曖昧さ”である。

通告とは、子ども虐待を発見した場合に行う、児童相談所、または市町村や福祉事務所に対する報告であり、国民の義務とされている（児童福祉法第25条及び児童虐待防止法第6条）。児童家庭相談は、子どもに関する様々な問題について相談に応じ、子どもの福祉の実現及び権利擁護を視野に最も効果的な援助を行うことをいう。この児童家庭相談窓口も児童相談所、市町村が担う。つまり、2つ窓口を設置し、それぞれが2つの役割を重複する形態をとった。

また、児童虐待防止法第6条では、虐待かどうか確定できなくてもその可能性が推測されれば通告する義務があるとする、いわゆる「疑い通告」が認められた。不確実性を完全に除去できない中で子どもの福祉を守るための措置である。一方、児童家庭相談においても虐待の潜在に留意するよう明示されている（厚生労働省2005）。問題行動と呼ばれる行為群は、子どもからのSOSでもある。虐待が必ず「通告」という形で入ってくるとは限らず、一般的な「相談」の中から発見されることもある（日本子ども家庭総合研究所2014）。

したがって、子ども虐待と呼ぶかどうかを迷

ったとしても、子どもについて心配なことがあれば、通告であっても、相談であっても、児童相談所や市町村に連絡を取ることができるよう構築された。どちらの窓口を選択するかについての制約もない。状況に応じて使い易い方を選択できるように作られたとみることができるだろう。

4. 補うための道具

秋元（2010）は制度化の限界を踏まえ、「緩やかな制度化」の必要性を主張した。緩やかなルールをそれぞれの分野の福祉立法の理念規定などに関連付けることで、一定の意味のある当為（義務）を導くことも可能であり（秋元2010）、不足が明らかとなった際に、随時補う上で有用と考えられる。

子ども虐待対応では、1999年に児童相談所等の専門機関が適切に対応するための『手引書』が作成され、以後『子ども虐待対応の手引き』として2014年版まで4回ほどの改定を重ねている（日本子ども家庭総合研究所2014）。この他にも国レベルでは「児童相談所運営指針」「市町村児童家庭相談運営指針」などといった形で各種指針が示された。

また、折につけ通達という形で実践上の留意点に対する注意喚起も促している。関係法令改正時の通達に加え、たとえば「居住実態が把握できない児童への対応について（平成27年3月16日雇児総発0316第1号他、総務省及び文部科学省連名通知）」、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について（平成27年10月28日雇児総発1028第1号）」などといった形で、実践面での詳細な取り扱いについて伝達を行ってきた。

山野ら（2007）は1991年度から2006年度までに厚生労働省（旧厚生省）が出した子ども虐待関連の通知文72件を分析し、2003年以前は「予防・早期発見」に関する通知が中心であった

が、2004年以降になると「援助の実行」に関する通知が増えたと報告している（2003年度以前の年平均：1.7件、2004～2006年度の年平均：10件¹⁾。「アセスメントからプランニング」も、2003年度以前の年平均は0.7件であったのに対し、2004～2006年度は6件と相対的に増えている²⁾。実践的課題の変容に合わせて通知内容も変化したと考えられる。

また、地域性を考慮した制度設計にも取り組まれている。各自治体などでは独自のマニュアルを作成するなどして、地域の実情に応じた制度作りが行われてきた。補足的な働きかけは可変性にも対応しやすく、緩やかなルールの道具的価値は高いといえる。

5. 個人の限界を支える集団

一人の人間の認識には限界があるとして、複数の人々の認識ならばどうか。この問題設定から強調されるのが、多職種・多機関の連携・協働である。子ども虐待対応では、予防から子どもの保護、在宅支援に至るまで、あらゆる場面で他者との連携・協働が強調されてきた。その制度的基盤である要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）は、地域を基盤として子どもや子育て家庭を支えるための協議体（話し合いの場）である。なお要保護児童とは、虐待を受ける子どもを含めた援助の必要な子どもをいい、養育者のいない子どもや非行児童も含む。その設置は各自治体に努力義務とされた（児童福祉法第25条の2）。

通常、この協議体は代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造をもつ。代表者会議は、各機関の代表者により構成され、要対協の円滑な運営のための環境整備を目的に年1～2回程度開催される（厚生労働省2007）。連携には各関係機関の責任者の理解と協力が不可欠であり、責任者間の連携を深めることで、組織間の共通認識の醸成、実務者の人事異動にも耐

えられるだけの継続性の担保が可能となる（厚生労働省2007）。また実務者会議は実際に援助する実務者により構成され、個別のケースに対する観察機構として機能しつつ、実践から明らかとなった課題を当該地域のマクロ・システムに還元するための包括的作業を行う。そして個別ケース検討会議は、具体的なケースの援助内容に関わる話し合いを行う。参加者にはいずれも守秘義務が課せられる。

妥当性の確認は対話と合意によって行うことができる（高田2015）。そのために、個人の限界を克服する試みとして、集団の力を活用する連携・協働は有用と考えられる。

IV. “曖昧さ”を扱うための実践上の課題

1. “曖昧さ”を扱うために必要な裁量

子ども虐待対応のための制度は“曖昧さ”を受け入れ、柔軟に活用できるよう構築されてきた。一方、制度があるだけで子ども虐待に対応できるわけではない。子ども虐待対応上、制度は実践からの問題提起を前提に構築されてもいる。秋元（2010）は、資源の有限性に加え、福祉ニーズの個別性・多様性に伴い、「裁量」は不可避であると指摘した。法律用語の裁量行為は、「法規によって行政行為の要件及び内容が厳格には拘束されず、行政庁の裁量の自由がある行政行為」（法令用語研究会1993）をいうが、福祉実践上は行政庁だけが制度を活用するわけではない³⁾。そのため本稿の文脈内では、法学上の定義を踏まえつつ、裁量を「自分の意見によって判断し処置すること」（広辞苑第六版）とし、定められた範囲内での行為の選択の自由として扱う。

ここでいう「定められた範囲」とは、法律に則るという意味以上に、「援助として許されるかぎり」と考えるほうが適している。つまり、対象者の権利を守り、それ以外の人々の権利を侵害しない限りにおいての行為の選択の自由が対人援助専門職に許される裁量である。そして、

大工が椅子を制作するのに木片をでたらめに組み立てるわけではないように(Goodman = 1987)、援助を具現化するためには技術が必要となる。こうした理由から、「曖昧さ」の扱い方に焦点を当てることで、裁量が「何」をもたらすのかを考えたい。

2. “曖昧さ”を扱う技術①：明確化

“曖昧さ”への対処法とは、「明確にする」、「曖昧さ」を残す」を使い分けることである。

まず、明確化だが、子どもの福祉を守るためにあえて不確実性を残存させようとする「とりあえず“虐待”と言っておけばよい」という安直な認識につながる恐れもある。そして、不確実性の除去に排除の可能性が伴うからこそ、明確化は妥当で、整合性のある根拠に基づいて行われる必要がある。そこで「論理構築」という観点から明確化における技術的な課題を整理する。

情報は記号と同じで、それ単独では意味を持たない。援助の目的に合わせた情報処理が必要であり、これがアセスメントである。援助者はアセスメントを行う際に文脈の再構築を行う。その際、目的と手段の混同を避けなければならない。子ども虐待かどうかを見極めることは目的ではない。援助において、意味付与はあくまでも対象化のための手段であり、人々の生きにくさを問うことこそが目的である。したがって、解釈を制御する原則にはこの目的が反映される。「子どもの側から読む」理由は先に触れた通りである。そのように考えると、アセスメント時に援助に必要な制度から解釈（子ども虐待かどうか）を選ぶ（実方 2014）ことで、妥当性と整合性も担保できるのではないだろうか。

通告と相談の境界は曖昧だが、保護者の同意のない一時保護のように、強制的な権限の行使には通告制度を活用しなければならないこともある。また援助者が目の前の子どもやその家族

の置かれた現状を子ども虐待と呼ぶとして、当事者（子どもやその家族）が自らを同じように定義するとは限らない。必要に応じて与える意味は選択されなければならない。この必要性を判断する過程により、命名の妥当性と整合性を担保する根拠も導くことができる。

この原則を用いると仮定した場合、実践家には“曖昧さ”の中に多義性や多様性としての価値を見出し、他にもあった可能性の中からある解釈を選択したという自覚が求められる。つまり、“ある解釈”の絶対性を否定しなければならない。窪田（2013）は援助課題に命名することの意味について、援助課題の焦点化、クライアントと専門援助者との共有化等を挙げ、命名には慎重さと柔軟さが必須であると述べた。この「慎重さと柔軟さ」は、「～として」という限定的な解釈を伴うものである。つまり、ある解釈が成立してもそれは限定的であると認識する必要がある。これにより、別の解釈の可能性を残し、慎重かつ柔軟に情報を処理できる。とくに他者（援助対象者や他職種など）と協働し、自分とは異なる意見や考え、やり方を解釈しようとする時ほど、慎重さと柔軟さは求められる。

限定化の過程において行われる論理的思考は、特定の解釈が選択された根拠、どの範囲において不確実性が残存するのかを説明する根拠をも導く。援助の根拠を説明する論理の妥当性と整合性がある、実践は信頼に値するだけの価値を獲得できると考えられる。

3. 曖昧さを扱う技術②：留保

私たちの世界からすべての不確実なものを消し去ることは出来ない（数土 2013）。したがって、“曖昧さ”を受け入れる覚悟も必要となる。しかし、実践で扱う“曖昧さ”とは、明確化に取り組む過程で認識された残存する不確実性によるものである。ここでは“曖昧さ”の中にあえて留まる上での技術的課題を「判断の保留」と

いう観点から整理する。

明らかになるのは今ではないかもしれない。自分の力の及ぶかぎり“曖昧さ”を保持していると、自ずと解決が見えてくることもある（河合ら2003）。また、坂本（2006）は分類する際には「その他」や「雑」の項目を置くことが有用と述べている。是非を下さないという技術もまた、援助には必要といえる。

この是非の判断を保留にする技術として、「程度」の導入を挙げることもできる。一之瀬（2011）は、曖昧性は確かに矛盾を導くが、確率の文法を適用することで対処も可能、という推論を提示した。彼は、主体の推論や判断を確率（傾向性）として捉え、曖昧な道徳的概念を用いた判断や推論などに「程度」が導入されることで新しい眺望が開ける（一之瀬 2011）と述べている。

具体例を子ども虐待対応のためのソーシャルワーク・アプローチの一つとして注目されている Signs of Safety Approach（以下、SSA）に見ることができる。SSAとは、家族の持つストレスに着目し、アセスメントやプランニングなど、援助過程において家族の参加を重視するマネジメント方法である（Turnel et al. = 2004；井上ら2008）。SSAでは、アセスメントシート上のリスクと安全は同一線上の両端に位置し、当事者（子ども及びその家族）も、援助者も、リスクや安全の「程度」を扱えるように構造化されている（Turnel et al. = 2004；井上ら2008）。そもそも「完璧な養育」などあり得ない。どの養育にもいくらかの不適切さは含まれ（Munro 2008）、子ども自身の育てにくさも少なからず影響する。極端な枠組みでは現実の解釈は難しいといわざるを得ない。

アセスメント以外でも Turnelら（=2004）は、子ども虐待対応を程度の問題として扱う態度を示し、パートナーシップとパターンリズムは対比の対象とされてきたが、実際には別個の概念

ではなく、一つの連続体の両端に位置付けられると提示した。パターンリズム的な対決も、パートナーシップ的な共感的・親和的な関わりも、その前提には目の前の人たちとの向き合いがある。向き合うとは、目の前の存在を肯定する態度である。対決は、相手の行為を「問題」として取り上げるという意味では共感的・親和的な関わり方と相反する行為に映る。しかし、子どもに負の影響を負わせる行為の黙認は、子どもだけではなく、保護者をも排除する。なぜなら、子どもやその家族が認識できない困難性を、援助者も無視せざるを得ないからである。したがって、パターンリズムもパートナーシップも、「向き合い方」という技術における傾向性が問われるのであり、本質的には連続する概念とする認識は妥当といえる。このように、区別からではなく、連続する中で程度を見極める方法論も提案されている。

しかし、“曖昧さ”のもつ捉えどころのなさに対して、私たちは恐れを抱き易い（西村ら2006）。他者の気持ちや態度などの対人関係における“曖昧さ”は不安を喚起し、さらには他者のことを被害的に捉えさせることもある（西村ら2006）。そうした観点から、ストレスマネジメントやセルフケアなど、援助者自身を調整する技術も必要となる。

また、数士（2013）は選択に伴う不確実さを軽減するためには世界に対する新しい信頼が必要だと主張する。それは「うまくいかなければ、うまくいくまで、何度でも挑戦できる」ことへの信頼（数士2013）であり、判断の保留にはこうした可能性を担保するための世界観の構築が必要となる。以上のように、判断を保留することで、明確化による排除に抗することも可能と考えられる。

4. 明確化と留保が導く「尊重」

子ども虐待という複雑な現象への対応には、

明確化と留保はどちらも必要な技術である。「明確にできること」を選別することで、「明確にできないこと」が明らかとなる。「明確にできないこと」が分かるから、「明確にできること」に付される限定条件が導かれる。

そして、尾崎 (1997) が指摘するように“曖昧さ”を受け入れる必要があるのは、対人援助が当事者や他職種などとの協働を要する、一人では成しえない行為だからでもある。フランスの哲学者 Lévinas (Lévinas, E) の言葉を借りれば、すべての他者は、まさしく他なるものであり、同一性そのものが挫折の内にある (Lévinas = 1990)。したがって、他者と向き合う過程では認識の違いにより、意味の境界は曖昧になり易い。そこで、技術としての明確化と留保の相互依存的な関係が、他者との協働時においてどのように機能するのかについて考察する。

数土 (2001) は、他者との対話は相互理解における必要条件であるとする一方で、誠実かつ真摯に討議しさえすれば必ず他者と理解しあえるという思考は他者の他者性を無視した思考であり、単なる理性信仰に過ぎないと指摘する。妥当性の確認は対話と合意によって行われると述べたが、合意に至らない可能性もある。しかし、合意に至らない原因を認識することは重要である (高田 2015)。

窪田 (2013) は自分自身の言葉を選び、他者の領域や感情に無遠慮に侵入することなく、しかし事実として共に確認する歩みを進めていく中で、適切な言葉が生まれてくると述べた。他者と合意に至らない理由を検討し、「共に確認する歩み」を創るからこそ、「適切な言葉」が生まれてくるのだろう。さらに窪田 (2013) は、他者とはたらく際の基本原則として「相手の人格の尊重」「できる限りの率直さと礼儀正しさを挙げている。そして、他の専門職と連携する際には、「他の専門職に対して、あまりに具体的な対応を求めるような失礼な行動に出てはならな

い」(窪田 2013) と示した。これらの窪田 (2013) の言葉は、他者と協働するには互いの不可侵性を支持する必要もあるのだという気づきを促す。

如何なる侵略も支配も許容されないという認識は「尊重」の礎である。そのため「尊重」には誰にも占有されない緩衝地帯としての曖昧な領域が必要となる。その領域内で、独善的な解釈が適わないことを了解しながら、なお適切な言葉が生まれる可能性を信じるゆえに、互いの存在の代え難さを尊び、重んじることが可能となる。この文脈を技術的課題に還元して再構築するならば、明確化と留保の相互依存性により「尊重」は実現すると記述される。

V. 結論

1. “曖昧さ”を活かすための創造性

子ども虐待対応は、実践からの課題提示を前提に制度が構築されている。こうした制度との運動性を踏まえつつ、実践上の課題を総括すると、裁量により実践側は創造性の担保を託されたこととみなすことができる。論理構築はもちろん、判断の保留が余白の創出として用いられることを考えれば、明確化も留保も創造するための技術といえる。子どもやその家族を守るためには創る過程が不可欠であり、決められたことしか実践できないのであれば、制度は構造化の程度(規定)を高く設定し、自由度(裁量)を低くするしかない。この方法が排除を促すことは既に論じた通りである。したがって、包摂から方略を立てるためには創造性が不可欠である。

そして、明確化と留保が創造的な技術であるということから、「尊重」には創造性が求められるという結論も導かれる。言葉だけを掲げて、実現できる類ではない。専門職が行う「尊重」は、妥当で整合性のある論理と是非の判断の保留に依存する、創造性に富んだ行為と言える。

2. 「福祉的」子ども虐待対応の特異性

ここまで制度的・実践的子ども虐待対応における“曖昧さ”という扱い難い不確実性の中に、子ども虐待対応上の方略としての価値を読み取る試みを行った。当然、異なる見解もあるだろう。ただし、扱い難いという理由で現実にあるものを排除するのではなく、包摂から論理を組み立てる視点をここでは「福祉的」と形容し、その意義を強調したい。

当該の養育が、正しいのか、誤りなのか。検査できるのか、できないのか。裁判に勝てるのか、勝てないのか。こうした区別するための枠組みを超えて子ども虐待は存在する。ゆえに、福祉的な論理も必要とされ、子ども虐待対応を「支える」という行為から論じる意義はあると結論づけられる。そして、福祉的な子ども虐待対応は、可能性を豊富に残存させることができるという特異的な性質を有する。この特異性は世界に対する新しい信頼（数土 2013）としての、可能性をもたらす。「違う見方があるかもしれない」「実現できるかもしれない」といった可能性は、子どもやその家族にとっても、子ども虐待対応にかかわる専門職・非専門職にとっても、困難と向き合う支えとなるはずである。福祉およびソーシャルワークが掲げる包摂をテーマにした論理は、万能ではないとしても、子ども虐待対応から除外できるものでもない。

子ども虐待対応の困難性により、制度も実践も不毛なモグラ叩きを繰り返しているようにも見える。しかし、こうした不完全さには、「より良く」を実現するために創り続ける過程として捉える見方も「あり得る」。意味は創り出せると認識することで、世界を信じる手掛かりも得られるのではないだろうか。

VI. 今後の課題

本稿は制度と実践との連動性に着目し、ソーシャルワーク実践の観点から子ども虐待対応を

論じたものである。認識と“曖昧さ”に焦点をあてることで、福祉的・ソーシャルワーク的な子ども虐待対応が有する可能性を提示することに努めた。一方、試論としての域に留まる点は否めない。技術的課題の実証や、技術の開発・改良に向けた具体策の提示は今後の課題といえる。

【注】

- 1) 山野ら (2007) [資料1] を基に論者が算出。
- 2) 山野ら (2007) [資料1] を基に論者が算出。
- 3) 例えば、社会福祉法人に児童家庭相談窓口を委託するなどは実際に行われている。

【文献】

- 秋元美世 (2010) 『社会福祉の利用者と人権 利用関係の多様化と権利保障』有斐閣
- Goodman, N. (1978) Ways of worldmaking, Hackett publishing company (= 1987, 菅野盾樹・中村雅之訳『世界製作の方法』みすず書房)
- 廣松 渉・子安宣邦・三島憲一・他 (1998) 『岩波 哲学辞典』岩波書店
- 法令用語研究会編 (1993) 『有斐閣 法律用語辞典第3版』有斐閣
- 一之瀬正樹 (2011) 『確立と曖昧性の哲学』岩波書店
- 飯田 隆編 (2005) 『論理の哲学』講談社
- 井上直美・井上 薫編 (2008) 『子ども虐待防止のための家族支援ガイド サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ入門』明石書店
- 実方由佳 (2014) 「ソーシャルワーカーから見た非器質性発育障害 (NOFTT) —“支援”に焦点化した議論のための試論—」『子どもの虐待とネグレクト』16 (1)、22-29
- 加藤曜子 (2001) 『児童虐待リスクアセスメント』中央法規
- 河合隼雄・中沢新一編 (2003) 『「あいまい」の知』岩波書店
- 厚生労働省 (2005) 『市町村児童家庭相談援助指針』
(<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/>)

- kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_10.pdf
2015/12/1)
- 厚生労働省 (2007) 『要保護児童地域対策協議会設置・運営指針』
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/05.html> 2015/12/1)
- 久保健二 (2014) 「虐待対応における課題と困難 ― 児童相談所常勤弁護士の立場から―」『子どもの虐待とネグレクト』16 (3)、242-255
- 窪田暁子 (2013) 『福祉援助の臨床 ― 共感する他者として』誠信書房
- Lévinas, E. (1972) *Humanisme de l'autre homme*, Éditions Fata Morgana. (= 1990、小林康夫訳『他者のユマニスム』水声社)
- Miller-Perrin & Robin Perin (1999) *CHILD MALTREATMENT: AN INTRODUCTION*, Sage Publications (=2003、伊藤友里訳『子ども虐待問題の理論と研究』明石書店)
- Milner, J. & O'Byrne (2009) *Assessment in Social Work 3rd Edition*, Palgrave Macmillan
- Munro, E. (2008) *Effective Child Protection 2nd edition*, Sage
- 中島信之 (2006) 『曖昧さの系譜』三恵社
- 日本子ども家庭総合研究所編 (2014) 『子ども虐待対応の手引き』有斐閣
- 西村佐彩子・北山 修 (2006) 「目に見えない仕事の『曖昧さ』と『多義性』のこなし方」『臨床心理学』6 (5)、637-642
- 尾崎新 (1997) 『対人援助の技法 ― 「曖昧さ」から「柔軟さ・自在さ」へ』誠信書房
- 坂本賢三 (2006) 『「分ける」こと 「わかる」こと』講談社
- 千田有紀 (2015) 「関係性としての虐待」『子ども虐待とネグレクト』17 (1)、58-64
- 白樫三四郎・外山みどり編著 (2003) 『社会心理学』八千代出版
- 数土直紀 (2001) 『理解できない他者と理解されない自己 寛容の社会理論』勁草書房
- 数土直紀 (2013) 『信頼にいたらない世界 権威主義から公正へ』勁草書房
- 鈴木 祐子・木村 恭子・刀根 洋子・他 (2001) 「子ども虐待の認識: ビネット調査を試みて」『赤十字武蔵野短期大学紀要』14、53-66
- 高田明典 (2015) 『正しさとは何か』夏目書房新社
- 谷口泰史 (2003) 『エコロジカル・ソーシャルワークの理論と実践 ― 子ども家庭福祉の臨床から』ミネルヴァ書房
- Turnel, A. & Edwards, S. (1999) *Signs of safety ― A solution and safety oriented approach to child protection casework*, W. W. Norton & company. (白木孝二・井上 薫・井上直美監訳『安全のサインを求めて 子ども虐待防止のためのサインズ・オブ・セイフティ・アプローチ』金剛出版)
- 津崎哲郎 (2010) 「児童相談所の取り組みの現状と今後の課題」『季刊社会保障研究』45 (4)、385-395
- 山野則子・中里昌子 (2007) 「通知文から見た児童虐待防止体制～市町村への拡充～」『社会問題研究』57 (1)、225-250